

県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想  
支 援 業 務 委 託

仕 様 書

平成28年6月

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会

# 総 則

## 1 業務の目的

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下、「協議会」という。）は、平成 27 年 1 月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定し、平成 41 年度稼働予定とする新ごみ処理施設を盛岡市内に整備をすることを想定している。

「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想支援業務（以下、「本業務」という。）」では、基本構想に基づき広域化処理の実現に向けた支援を行うことを目的とするものである。

## 2 委託業務名

「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想支援業務委託」

## 3 業務対象区域

協議会構成市町全域

## 4 業務期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 21 日まで

## 5 業務範囲

次の業務における説明会及び会議への出席並びに質疑対応、資料作成、助言等

- (1) ごみ処理施設整備候補地選定過程における住民説明会及び関係者説明会
- (2) 新組織設立に係る協議会関係会議

## 6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務完了届
- (4) 月報（業務進捗状況及び今後作業予定の報告用）
- (5) その他（発注者が指示するもの）

## 7 仕様書の適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に定めない事項や本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

## 8 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」をはじめ、環境関連法令、同施行令、同施行規則など、関連する法令・規格等を遵守しなければならない。

## 9 守秘義務

受注者は、業務の遂行上、知り得た秘密を漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

## 10 打合せの実施及び議事録の作成

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために、本協議会と密接な連絡を取るものとし、毎月打合せを行う。なお、受注者は、打合せ終了後速やかに議事録を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

## 11 資料の貸与

本業務の実施において必要な資料の収集、調査は原則として受注者が行うものとするが、協議会及び構成市町等が所有する資料については、所定の手続きによって受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、貸与を受けた資料のリストを発注者に提出し、業務完了時には全て返却するものとする。

## 12 検査及び引き渡し

- (1)受注者は、業務完了時に完成書類等を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2)受注者は、発注者の過失による場合を除き、成果品納品後に不備あるいは誤り等が発見された場合には、速やかに訂正しなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担となる。

## 13 その他

本業務で履行した内容の全ては発注者の所有とする。また、成果品に関する著作権の全ての権利は発注者に帰属するものとする。なお、成果品の内容に使用された写真、イラスト及びグラフ等については、発注者が使用するにあたり支障がないものとする。

## 14 成果品

本業務の成果品は目録を含む以下のものとする。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 業務報告書      | 30部（簡易製本） |
| (2) 打合せ議事録（要旨） | 1部（簡易製本）  |
| (3) 上記電子データ    | 一式        |

## 特記仕様書

### 1 業務内容

受注者は、協議会が本業務を推進するに当たり、次の技術的な助言及び支援を行う。

#### (1) 住民等説明会への出席及び説明

新ごみ処理施設整備候補地への住民説明会等に参加し、資料説明を行うとともに、技術的な質問に対し回答あるいは助言等を行う。また、住民説明会等の開催に当たり、運営等技術的支援を行う。

##### ① 平成28年度 6回

ア 県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会から報告を受けた3箇所程度の候補地に対して開催する住民説明会へ、それぞれ1回ずつ出席するものとする。

イ 前記ア以外に発注者が指示する3回程度の説明会等に参加するものとする。

なお、住民説明会等で使用する会場の手配、設営及び配布資料の印刷等については発注者が行う。

#### (2) 新組合設立に向けた技術的支援

新組合設立に向けた会議等で用いるために協議会が作成した資料に関して、適宜、技術面での確認や助言等を行うとともに、協議会関係会議に参加し（平成28年度3回）、技術的な部分の助言等による支援を行う。

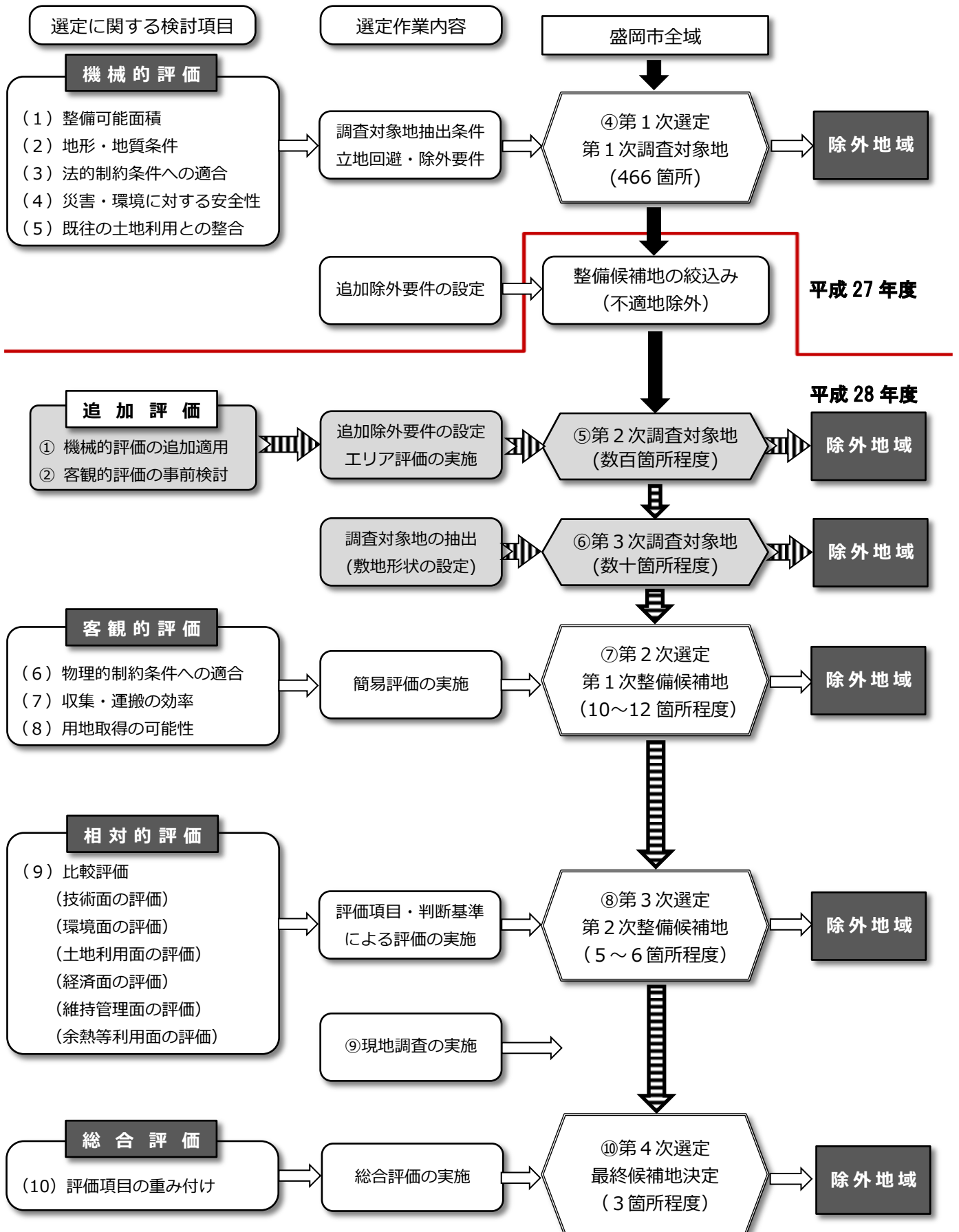
また、協議会が開催する行政職員向け勉強会及び関係者向け勉強会等に参加し、技術的な説明を行うとともに、説明用資料を作成する（平成28年度1回開催）。

整備候補地検討作業計画（修正版）

2016.3.31 現在

年月	検討テーマ	検討項目	詳細内容等	
平成 27 年度	9月 (済)	第1回検討委員会 ・広域化基本構想説明	(1)委員長・副委員長選任 (2)候補地検討作業計画	
	11月 (済)	第2回検討委員会 ・候補地選定条件(案)の検討 ・候補地評価方法(案)の検討	(1)調査対象地域抽出条件(案)の設定 (2)立地回避条件の設定<1>	①必要施設面積 ②法的制約条件 ③自然的制約条件 ④社会的制約条件
	1月 (済)	第3回検討委員会 ・候補地選定条件の決定 ・候補地評価方法の決定 ・第1次選定(案)の検討	(1)調査対象地域(案)の検討 (2)立地回避条件の設定<2>  ●1次スクリーニング：法規制等より施設整備が困難と判断される地域を除外する	①～④の条件に基づき検討 ⑤物理的制約条件 ⑥地形・地質条件 ⑦災害・環境に対する安全性 ⑧既往の土地利用との整合性
	2月 (済)	第4回検討委員会 ・第1次選定の決定 ・第2次以降の選定について	●第1次調査対象地の決定 ●調査対象エリアの設定 ●選定方針及び条件等の検討	466箇所 41地域⇒32エリア
平成 28 年度	5月 (済)	第5回検討委員会 ・調査対象地選定方法の検討 ・簡易評価方法(案)の検討 ・第2次選定(案)の検討	●第2次調査対象地の決定 ●2次スクリーニング：法規制等の追加設定や客観的項目の事前検討により調査対象地やエリアを評価し、適当な候補地の選定をする。	466箇所⇒221箇所 ①～⑧の条件に基づき追加検討 ⑨～⑫の条件に基づき事前検討
	6月	第6回検討委員会 ・簡易評価方法の決定 ・第2次選定(案)の決定	●第3次調査対象地の決定 ●3次スクリーニング：様々な条件の組み合わせを検討し、適当な候補地の選定を行う。	数百箇所⇒数十箇所 ⑨収集・運搬の効率性 ⑩用地取得の可能性 ⑪余熱等利用の関係 ⑫関連施設との関係
	7月	第7回検討委員会 ・第2次選定	候補地を10～12箇所程度選定する。(第1次整備候補地)	①～⑫の条件に基づき検討
	8月	第8回検討委員会 ・第3次選定	候補地を5～6箇所程度選定する。(第2次整備候補地)	⑬比較評価
	9月	第9回検討委員会 ・候補地の現地調査	現地及び周辺の視察、確認	・前回までの検討内容を現地にて確認
	10月	第10回検討委員会 ・第4次選定	最終候補地3箇所程度を決定する。	⑭評価項目の重み付け
	11月	第11回検討委員会 ・報告書のとりまとめ	・周辺施設の整備の方向性について、詳細を詰めるべき事項を確認、整理する。	・選定経過及び結果内容 ・環境アセスの留意事項 ・環境・景観の配慮事項 ・施設の付帯機能(還元施設等)

## 整備候補地選定フロー



新組合設立スケジュール(H28年2月5日開催\_県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会資料より)

	H28年度												H29年度												H30年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
施設整備候補地			十二箇所程度		六箇所程度					三箇所			一箇所	決定											
新組合同約	共同事務等の検討			負担金割合等の検討					規約案最終	規約案合意	県事前協議														
市町等	ごみの分別など地域計画等に関する部分の検討(H29年度以降も継続)									協定案、条例規則等の協議				市町協定締結	市町規約議決										
協議会等		幹事会						幹事会		協議会			幹事会		協議会									残務整理後、解散	
部会等	ごみ処理部会	ごみ処理部会		ごみ処理部会	ごみ処理部会		ごみ処理部会	ごみ処理部会	市町協定締結まで、必要に応じて規約詳細等について部会を開催。																
新組合																								・組合議会準備 ・組合運用準備 ・協議会からの事務引継	・新組合の運用 ・新施設建設のための調査計画
一部事務組合準備室	建設候補地選定業務委託												調査計画(地域計画等作成)業務												
	規約案等作成								協定案、条例規則等作成				県と公平委員会の協議								新組合への事務引継	準備室廃止			

組合設立